

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

観光庁長官登録第818号



この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥田新町8-1 ボルファート)とやま1 観光庁長官登録旅行業 818号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施をするものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行(本邦内旅行)以外の旅行を行います。
- (3) 旅行契約の条件・条件は、この条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の範囲によりします。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるようご手配し、旅程を管理することを引受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(以下「(1)の申込み手続きを完了する」といいます)に、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。
- (3) お客様と旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したとき成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めによりします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おとりどり様につき以下の申込金をお支払いただけます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	申込金(おとりどり)
50万円以上	10万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。

- (6) お申し込み後、満座その他の事由によりその満座満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と結んでいただき、当社がお客様旅行契約を締結することができるとなった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます)をする場合があります。
- (7) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社の回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (8) 当社は、前(7)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (9) 旅行契約は当社が前(1)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (10) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (11) 当社は、ウェイティング期間内でも当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときも申込金取消料をいただきます。
- (12) 予約は(ア)のお待ちいただける期間までご連絡が取れなかったときは、予約可能な場合であっても予約を取り消すことができます。この場合、預り金全額払い戻しいたします。
- (13) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有するものとします。契約責任者は、当社が定める目録にて、構成者の名簿を当社に出してください。当社は、契約責任者構成者に対して現に負い、又は将来負う責任を調査される債務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者(団体・グループ)に同行しない場合は、旅行契約後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申し込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出ください。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合、原則親権者の方の同意を条件とします。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他当社の指定する条件に適合しない場合は、お申込みが断りされる場合があります。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合はご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、導盲犬、介助犬)をお連れの方その他特別の身体を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も必ずお申し出ください)。あらかじめ当社からのご案内ページ(以下「ご案内ページ」)に必要となる措置の内容を具体的に申し出ていただく。
- (8) 前号のお申し出をお受けした場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内にてこれに応じます。これにより、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話し、又は書面であつたらしくお申し出いただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するなどを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を拒否することができるときは旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様とご都合によりお断り、原則としてできません。ただし、コースにより、別添条件によりお断りすることがあります。
- (12) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡を必要とします。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (15) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に「海外危険情報」に関する書面をお渡しします。また、外務省「海外健康安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地が「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

- す。外務省「海外危険情報」が「渡航は是非を検討してください以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。この場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に適切な措置がとれると判断し、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。
- (16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (17) 衛生情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (18) 衛生情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (19) 衛生労働省検疫所「海外で健康に過ごすこと」<http://www.forth.go.jp/>

4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空券の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7-10日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が前年未だ、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡し日前であってもお間違いを恐れず、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところと特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。
- (2) 「追加代金」(「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます)。(ア)「追加代金」
 - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様の一部屋をお受けしないことを明示した場合には1部屋を併用される場合の追加代金
 - b. C.F.クラスおよび部屋の等級アップ等アップグレード追加代金
 - c. トラブル追加代金等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
 - d. 食事なしプラン、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金
 - e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - f. その他(〇〇プラン)、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金(イ)「割引代金」
 - a. トリプル割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - b. 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
 - c. その他(〇〇割引代金)とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお支払いいただきます。旅行開始日より当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書類等の渡航手続はお客様がご自身の責任で行っていただきます。入国に必要な旅券の残存有効期間、査証取得の要、不要については「パンフレット」等に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所へお問い合わせください。
- (2) 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、渡航手続代行契約を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
- (3) 当社は、当社の責任に備すべき事由によらずに旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったときも、その責任を負うものではありません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます)。(ア) 航空運賃及び燃料・鉄道運賃利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の乗付追加運賃、利用(原簿)水準の異なる変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件の下に限らるる旅行者に一様課税されるものに限り、以下同様とします。)を含みません。パンフレット内で「ファーストクラス席」「ビジネスクラス席」と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通席を利用します。(イ) 空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金等を除く)。(ウ) バック代金・ガイド代金・入場料等の観光代金(ウ) 宿泊代金及び給・サービス料(2部屋以上2人様宿泊を基準とします。ただし、旅行日程にお客様負担と明記がある場合を除く)。(エ) 食費代金及び給・サービス料金(オ) お客様おとりどりツアーコース等1個の受託手荷物運搬料金(おとりどり20kg以内が原則となつていますが、座席等級・方面により変更する場合があります)は原則にお申し出ください。ただし、前空会社の受託手荷物有料(ただし一部含まれない場合があります)は、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社に運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではボーダーがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員旅行代金(キ) その他パンフレット等に明示したものの(ク) 燃油チャージ(パンフレットに燃油チャージが旅行代金に含まれる旨記載されているもの)燃油チャージのうちの航空会社の定める燃油チャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収及び返金いたしません。(コ) 送迎(送)等の料金(空港、駅、埠頭)等をお断り。但し、旅行日程にお客さま負担と記載してある場合を除きます。
- (2) (1)の(イ)の費用は、お客様のご都合により一部取り消されなくとも払い戻しはしません。

9. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第8項の他は旅行代金に含まれません。その一例を例示します。(1) 渡航手続諸経費(旅券、査証の取得代金、予防接種料、渡航手続代行に対する旅行業取扱料等)
- (2) 日本国内における住宅から出発空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (3) 日本国内の空港送迎費用及び保安サービス料
- (4) 運輸機関が提供する追加運賃・料金(燃油チャージ等)(前項(ケ)の燃油チャージを除きます)※航空会社は定める追加運賃・料金の額が変更される場合は、増額になった場合は必ず追徴徴収し、減額となった場合は必ず返金いたします。
- (5) 超過手荷物料金(規程の重量・容量・個数を超過する分について)
- (6) クリニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う給・サービス料
- (7) 病状に関する医療費
- (8) 日本国内の空港送迎・医師費、国際旅客航空路等の運賃・料金(ただし空港料等は含まれていることを明示したコースを除きます。コースによっては、空港送迎を併発的に日本にお支払いいただく場合もあります)
- (9) オープンホールディング等と称し、現地に現地旅行会社等が希望のみを募って実施する小旅行等の代金
- (10) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- (11) 第8項(エ)で旅行日程にお客様負担と明示した宿泊機関が課税するサービス料金
- (12) 各航空会社により、設定される手荷物運搬料金及び有料機内食や飲み物代金等
- (13) 第8項(カ)における有料に伴う航空会社の定める受託手荷物有料代金及び一部コースにおける現地の手荷物運搬料金

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の

の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於いてない運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知して当該事由が当社の関し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切ありません。(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。(イ) 旅行代金が増額変更するときは、その変更額だけ旅行代金を増額します。(ウ) 第10項より旅行代金が増額変更された場合は、旅行開始日に要する費用が増加したときは、その増額分だけ旅行代金を増額します。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡し日前であってもお間違いを恐れず、手配内容についてご説明いたします。
- (2) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に備すべき事由により当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おとりどり様につき10,800円・消費税込)及び当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途再発行に際する費用を請求する場合があります)。(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社が利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に同意しない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店舗の営業日・営業時間内にお受けします。旅行のお申込み時に営業時間をお客様ご自身でもご確認ください。(ア) 本邦国内旅行及び帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外へ出発地及び到着地とするコース(以下「掲げる旅行契約を除く」)

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降～31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降～15日目に当たる日まで	旅行代金の50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

日程表に PEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって41日目に当たる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降～15日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限) または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

- (イ) 旅行開始日より前日までの期間に、パンフレット等に記載する取消料によりします。
- (ウ) 本邦内旅行及び帰国時に船舶を利用するコースは、当該船舶に係る取消料の規定により(ア)と併用して記載します。
- (エ) 日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であつて、契約書面にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によりします。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。(ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項の表下欄に掲げるもの(イ)の重要なものであることに限り、(イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関し得ない事由が生じた場合は、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知して当該事由が当社の関し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。
- (3) 当社は、(1)より旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うことにより(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除された場合は、お客様が旅行に参加されたことにより、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責任に備すべし事由により旅行契約に従った旅行サービス提供の受取を拒否されたときは、お客様はお客様に帰属する旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払はれたから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

15. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項に定める期日まで旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加された意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。(ア) お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参

加条件を満たしていないことが判明したとき。

- (イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が認めるとき。
 - (エ) お客様が本旅行に関し合理的な範囲を超える負担を被ったとき。
 - (オ) お客様の数がインフラ等に記載された最少旅行人数に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してのよりの前23日(ピーク時は旅行開始するときは33日)に当たる日より前に、旅行の中止を通知いたします。
 - (カ) スキーを目的とする旅行における積雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
 - (キ) 天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社との関係し生じた事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - (ク) 上記(ナ)の例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター便を利用する場合において航空会社による関係国許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されるとき。
- (3) 当社は、(1)に限り旅行契約を解除したときは、既に受取った旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に受取った旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

16. 当社の解除権 (旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵守、これら者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (ウ) 天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社との関係し生じた事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)に限り旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったこれらから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の日から起算して7日以内に、遅滞又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行開始日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第21項及び第25項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

18. 契約解除後の帰路手配

- 当社は、第16項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様が当該旅行の発出国、解放地等に居るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

19. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けようとしていることがあつたときと認めるときは、旅行契約に従つて旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかつたものとなるよう努めると、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めると、また、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している航空港を出発(集合)してから、当該空港に着陸(解散)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレット記載の追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱いました。パンフレットに記載のない国内線を普通運賃で利用の場合はこの限りではありません。
- (3) (1)の業務は、添乗員が同行する旅行には添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)が行います。
- (4) 添乗員が同行しない旅行にあつては、現地における当社(現地係員又は手配代行者)等を含みます。連絡先を確定書面(最終旅程表)に明示します。
- (5) 添乗員が同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務原則として8時から20時までとなります。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

20. 当社の指示

- お客様が旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していたときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するために当社(添乗員、現地係員又は手配代行者)等を含みます。指示に従っていただくことが、指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

21. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損失を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物として生じた損害については、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し生じた事由により損害を被られたときは、当社又は当社に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、暴乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 盗難
 - (カ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・自然的要因による時間短縮
 - (キ) 航空運送契約または航空会社との定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程・実地に利用できない種類の予約(重複予約)をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り直し。

22. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加のお客様が、その募集型企画旅行中に急発つ偶発的な外來の事故によって身体に傷害を受けたときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、遺体傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、死亡補償金として、2,500万円となります。携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に損害を被った場合は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項で定める品目については補償しません。

- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の日程に含まれる場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(ヘリコプター)、グライダー、マイクロソフト機、カイト(パラソル)機等搭乗、ジェットボード、ジェットスキー、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等予約款の別紙「特別補償規程」第3条及び第5条に該当する場合は、(1)の補償金(お一人)の額を減額して支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われず、且つ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われず旨を明示した場合は限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金が当社が負うべき損害賠償金のうち(又は全部)に充用します。
- (5) 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項(1)により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において負う補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

23. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を受取して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第22項の規定については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施(又は(株)ニュージャパントラベル)と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります)。
 - (イ) お客様は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社(社)が定めた旅行条件により行われ、お客様の旅行条件は適用されません。
 - (ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
 - (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。
 - (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

- (3) 当社は、オプションツアーに参加のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づく補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等に明な情報提供として可能なスポーツ等に記載することに対して、当社は、第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次に表欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に下欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)~(ウ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次のものであること明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の事故、座席その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- | 変更事由 | 変更率 |
|--------------------------|-----|
| a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変 | |
| b. 暴動 | |
| c. 暴動 | |
| d. 暴動 | |
| e. 暴動 | |
| f. 暴動 | |
| g. 暴動 | |
| h. 暴動 | |
| i. 暴動 | |
| j. 暴動 | |
| k. 暴動 | |
| l. 暴動 | |
| m. 暴動 | |
| n. 暴動 | |
| o. 暴動 | |
| p. 暴動 | |
| q. 暴動 | |
| r. 暴動 | |
| s. 暴動 | |
| t. 暴動 | |
| u. 暴動 | |
| v. 暴動 | |
| w. 暴動 | |
| x. 暴動 | |
| y. 暴動 | |
| z. 暴動 | |
- (ア) 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
- (イ) 第21項の規定に基づく当社の責任が明かであるとき。
 - (ウ) 第13項、第14項、第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合は当該旅行代金に下欄に記載する率を乗じた額を基礎として、(エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられる内容が変更となった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けなかったとき。

変更事由	変更補償額 =	
	お支払い対象代金 ×	1件につき下記の率
1) 旅行開始前日までに、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合は	旅行開始前日までにお客様へ通知した場合	旅行開始日以降にお客様へ通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は、旅行終了日の変更	1.5%	0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行目的の変更	1.0%	0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は、より設備の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及びそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内への旅行開始地又は旅行終了した地となる空港の異なるへの変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内又は本邦外との間における旅行の実施地又は本邦への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書のアーダイト中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1) 旅行開始前日までに、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合は、「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合は、旅行開始日となります。
- 注2) ①~⑧の各号に掲げた場合は「契約書面」とあるのを「確定書面」と呼び替えた上で、この表を適用します。
- この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。
- 注3) ③又は④に掲げる変更により運送機関が宿泊施設の利用を伴うものがある場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5) ホームページ、パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。
- 注6) ⑥に關する変更については、①~⑧の料金を適用せず⑥の料金を適用します。
- 注7) 1件とは、運送機関の場合1乗車単位、宿泊機関の場合1泊単位、その他の旅行サービスの場合は1該当事項につき1件とします。
- 注8) ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車単位又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注9) ④に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注10) ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関その他のもの変更に伴うものを除きます。
- 注11) ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものがある場合は適用しません。
- 注12) ⑧宿泊機関の種類は旅行契約の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当該ウェブページで閲覧し得るリストとします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替へ、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供よりお客様を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第21項の規定に基づく当社の責任が発生したこと明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

25. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を明らかにしたことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載

内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

26. 通関契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の仮審査への会員の署名を含む旅行代金の支払いを要すること(以下「通関契約」といいます)を条件に「電話、郵便、ファミリ」その他の通関手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。ただし、当社が提携会社が無署名取付書を含むお申し込みの書類をお持ちでない場合であっても、また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の仮審査に会員の署名を含むクレジットカードでお支払いいただいた契約は、通関契約に該当せず、通常の募集型企画旅行契約となります。
- (2) 通関契約により旅行契約を締結するその他の旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な内容ご案内します。
- (ア) 通関契約の申込みの際に、会員は申込みする募集型企画旅行の名称、(「発出国」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます)。
 - (イ) 通関契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したことに成立するものとします。郵便その他の通関手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファミリ」等の電子承諾通知の方法で通知した場合は当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通関契約でのカード利用日は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出の日といたします。
 - (エ) 与信等の理由により会員の申込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通関契約を解除し、第13項(1)に掲げる取消料と同額の違約料をお支払いします。ただし、当社が別途指定する期日より前に現金による旅行のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
 - (オ) 通関契約を締結しようとする場合であつて、会員の所有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード会社規則に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。
 - (カ) 通関契約を締結する場合は、当社から提携会社と無署名取付書を含む加盟店契約がない等または業務上の理由で受けできない場合もあります。

27. その他

- (1) お客様が個人的な収入、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合その他に伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不慮による荷物・貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のための要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等に案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購買していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手配(払い戻し)はいたしません。購入の際はトラブルが生じないよう商品の確認及びシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがあつた場合は、ご購入品必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手配は必ず土産物店・空港において手続き方法を各確認の上、お客様ご自身の責任で行なってください。ワンストップ方法は国内通関法により日本に持ち帰りが禁止されている場合がござりますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社にない物品も旅行の再実施いたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したことで、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときも、理由の如何を問わず、当社は第21項(1)の責任を負いません。
- (5) 子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満のみに適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席及び客室におけるベッドを専用で使用しない場合に適用します。
- (6) 旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (7) 疾病、傷害が発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変複雑な場合もあります。その治療費、移送費、死傷・後遺障害等を負担するため、お客様自身で海外旅行の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (8) 当邦出発の申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する券面に記載されているとおりに記載してください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行を遅延、関係する機関の氏名訂正が必要となります。この場合、当社はおお客様の交代の場合に限り、第12項のお客様の交代手数料をお支払いします。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には第13項の当社所定の取消料がかかります。
- (9) 旅先の連絡先情報提供
旅行開始後お客様がご自身の携帯番号、メールアドレスの提供を求められた場合は速やかに提供して下さい。情報提供を拒否された場合は、その旨を航空会社へ伝えます。

28. 渡航先へ「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

- レベル「1」は「十分注意」が発出された場合の取扱について
- (1) 通常通り履行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取り下さい。
 - (ロ) 契約成立後に発出された場合は、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル「2」不要不急の渡航は止めてください。
- (1) 原則履行いたしません。当社に適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、履行いたします。その場合の対応は以下となります。
 - (ロ) 当社が海外安全情報を書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
 - (ハ) 同一商品内容かつ一定の条件の範囲内で、再度又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は受取いたしました。
 - (ニ) 参加を取りやめる場合、契約にない取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の「重要な変更」)が生じた場合は、取消料を受取いたしません。
 - (ホ) 渡航先に必要な情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する場合があります。
- レベル「3」渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- レベル「4」退避していただく。渡航は止めてください。(退避勧告)
- 履行を中止いたします。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

30. 弁済業務保証金制

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員となっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に当し当社に対して債権を取得した場合に当社からその支払いを受けられなくなり、弁済業務保証金制度により原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

31. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます)は(以下、両者を合わせて「当社等」といいます)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の旅程表及び当該契約書面に記載した日までにその確定書面に記載されている)の提供するサービスの手配並びにそれらサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)に必要な範囲内、及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を負担する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先土産物店等のお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等と連携し、土産品等に対し、お客様が旅行先において、住所等の提供、購入等と併せて必要な航空運賃等を、あらかじめ電子的方法等でご送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意したものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要と当社等と提携する企業の商品やサービスの提供、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後の意見や感想の提供のお願い、アンケートの分析、特典サービス等の提供、将来、お客様の個人情報を利用していただくことを行います。
- (3) 当社等は、旅行中に傷害があつた場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があつた場合等個人、お客様さまの旅行中の国内連絡先などの個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷害があつた場合お客様の旅行日程に大幅な変更があつた場合、その他等国内連絡先の方への連絡が必要であると当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報をお客様がご提供することによって国内連絡先の方の同意を得るものとします。上記のほか、当社が個人情報取得に関する方針については、当社のウェブサイト(ホームページ: <http://www.ntj.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身で確認ください。